寝屋川市総務部契約課

令和６年３月から適用する公共工事設計労務単価の
運用に係る特例措置について

平成 26 年６月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨や「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（令和６年２月 16 日付け国不入企第 34 号国土交通省不動産・建設経済局長通知）による国からの要請の趣旨を踏まえ、下記のとおり労務単価の特例措置についてお知らせします。

記

１　内容

次に定める対象工事の受注者は、令和５年３月から適用している公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」といいます。）に基づく契約を、令和６年３月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」といいます。）に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができます。

２　対象工事等

令和６年３月１日以降に寝屋川市と請負契約を締結した建設工事等のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

３　請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の式により算出します。

変更後の請負代金額＝新労務単価による積算に係る設計金額×当初契約時点の落札率

４　手続き

対象工事の受注者には、寝屋川市の工事担当課から個別にお知らせします。

なお、対象工事の受注者から寝屋川市への協議の請求期限は、原則、次のとおりです。

・工事担当課からの通知日から起算して 14 日（期限の日が寝屋川市の休日に当たる場合はその翌日）

【問合せ先】
寝屋川市総務部契約課
072-825-2594（直通）